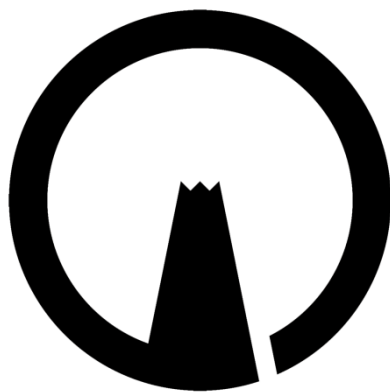


御殿場市公共施設等総合管理計画

2017年度（平成29年度）

～

2045年度（令和27年度）



平成29年4月
(令和4年3月改定)
静岡県御殿場市

目 次

第 1 章 計画策定の背景と目的等

1. 背景と目的	1
2. 計画の位置付け	1
3. 対象施設	2

第 2 章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	4
2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	7
3. 公共施設等の維持管理・修繕、改修及び更新等に係る中長期的な経費の見込みや これらの経費に充当可能な財源の見込み等	8

第 3 章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間	18
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	18
3. 現状や課題に関する基本認識	19
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	19
4-1. 点検・診断等の実施方針	20
4-2. 維持管理・修繕、改修及び更新等の実施方針	20
4-3. 安全確保の実施方針	20
4-4. 耐震化の実施方針	20
4-5. 長寿命化の実施方針	20
4-6. ユニバーサルデザイン化の推進方針	21
4-7. 環境に配慮した施設整備の推進方針	21
4-8. 統合や廃止の推進方針	21
4-9. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	21
5. PDCAサイクルの推進方針	22

参考資料

・ 御殿場市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会設置規程	23
------------------------------	----

第1章 計画策定の背景と目的等

1. 背景と目的

本市では、高度経済成長期における人口増、行政需要の拡大を背景に多くの公共建築物やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）を整備してきた。

これらの公共施設等は、年月の経過に伴い、老朽化が進行しており、今後、人口減少や人口構成の変化とともに財政支出の構造が大きく変化することが予想される中で、適切な改修、更新等を行い、財政負担の平準化を図りながら、公共施設等を最適な状態で持続可能なものとしていくことが大きな課題となっている。

このような状況のもと、真に必要なサービスを提供するため、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって本市が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成28年度に御殿場市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定した。

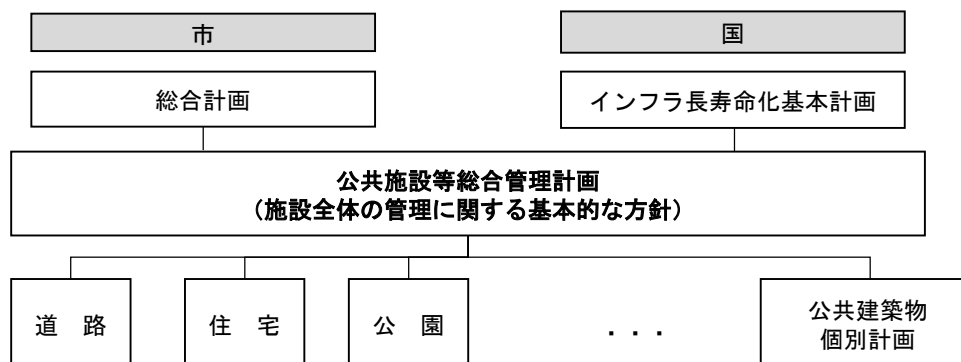
この度、総務省の「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂を受け、本計画の改定を行う。

2. 計画の位置付け

本計画は、平成25年11月29日にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画」で、地方公共団体において策定を期待されている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成30年2月27日改訂）」に基づき策定するものである。

本計画は図表1に示すとおり、本市の最上位計画である「御殿場市総合計画」を公共施設等の適正管理の観点から下支えする計画であり、道路、住宅、公園等の個別計画の上位計画として位置付けることとする。

図表1. 計画の体系



3. 対象施設

本計画で対象とする公共施設等は、本市が所有する「公共建築物」（庁舎、学校施設、市営住宅等）及び「インフラ資産」（道路、橋梁、公園、水道、下水道等）とし、土地や動産等は対象外とする。

なお、本市が所有する公共施設等は、図表2に示すとおりである。

図表2：施設類型【令和2年4月1日現在】（小数点以下を切捨て）

大分類	中分類	施設数・規模		H28 対比 (規模)	施設名称
		施設数	規模		
1 文化系施設	1 文化施設	31 施設	19,757 m ²	97%	市民会館、コミセン、旧岸邸
	2 社会教育施設	5 施設	5,355 m ²	102%	図書館、中郷館、ふれあい会館、民俗資料収蔵庫、青少年広場
2 スポーツ・レクリエーション系施設	1 スポーツ施設	7 施設	23,936 m ²	100%	陸上競技場、中央テニスコート、体育館、南運動場、東運動場、馬術スポーツセンター、玉穂地区屋内プール
	2 レクリエーション施設・観光施設	3 施設	4,536 m ²	97%	たくみの郷、乙女森林公園キャンプ場、富士山交流センター樹空の森
	3 保養施設	1 施設	643 m ²	100%	温泉会館
3 学校教育系施設	1 学校	17 施設	121,085 m ²	97%	小学校、中学校
	2 給食センター	3 施設	4,528 m ²	100%	西学校給食センター、南学校給食センター、高根学校給食センター
4 子育て支援系施設	1 幼保・こども園	16 施設	15,025 m ²	96%	幼稚園、保育園、こども園
	2 幼児・児童施設	13 施設	2,438 m ²	103%	放課後児童クラブ
5 保健・医療系施設	1 保健施設	1 施設	1,166 m ²	100%	保健センター
	2 医療施設	1 施設	828 m ²	100%	救急医療センター
	3 その他保健・医療系施設	1 施設	229 m ²	100%	シルバーワークプラザ
6 行政系施設	1 庁舎等	9 施設	30,502 m ²	118%	本庁舎、駅前サービスセンター、林業会館、支所、市民交流センターふじざくら
	2 その他行政系施設	29 施設	2,592 m ²	100%	消防団詰所、地区防災倉庫
7 住宅	1 住宅	17 施設	47,707 m ²	99%	市営住宅
8 公園	1 公園	90 施設	2,993 m ²	150%	都市公園
	2 その他公園施設	7 施設	2,894 m ²	101%	地区広場
9 清掃施設	1 清掃施設	3 施設	2,613 m ²	73%	リサイクル推進課事務所（現環境課収集事務所）、リサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場
10 駅周辺施設	1 駐車場	1 施設	4,528 m ²	100%	駅南駐車場
	2 その他駅周辺施設	8 施設	845 m ²	107%	御殿場駅（富士山口トイレ、富士山口エレベーター、東西自由通路、箱根乙女口広場エレベーター、箱根乙女口トイレ）、南御殿場駅前トイレ、富士岡駅トイレ、駅南駐車場歩道橋
11 インフラ系施設	1 道路	3,396 路線	868,310m	101%	道路、農道、林道
	2 橋梁	392 橋	3,522m	100%	橋梁
	3 河川	—	229,980m	100%	河川
	4 農業用排水路	20 施設	21,198m	100%	揚水機、調整池、用排水路

12 その他	1 その他	107 施設	3,002 m ²	122%	旧駒門工専記念館、旧神山幼稚園、納骨堂、職業訓練センター、公衆トイレ、倉庫、共同墓地、ごみ集積所
13 水道施設	1 水道施設	—	556,942m	102%	管渠、工業用水、印野簡易水道、配水池
14 水処理施設	1 下水道施設	—	4,521 m ² 152,320m	99% 106%	汚水処理施設（浄化センター、中継ポンプ場、マンホール、管渠類）
	2 その他水処理施設	210 基	—	—	公設浄化槽
		1 施設	155 m ² 4,850m	100% 100%	富士見原汚水処理施設（処理場、管渠類）
		1 施設	285 m ² 11,787m	100% 100%	清後・山之尻農業集落排水処理施設（処理場、マンホール、管渠類）

※施設数は、建物の有無に関わらず、令和2年4月1日において本来の施設機能を有する全施設を対象とし、規模は建物を有する施設の延べ床面積及びインフラ系資産の延長等を計上しています。

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

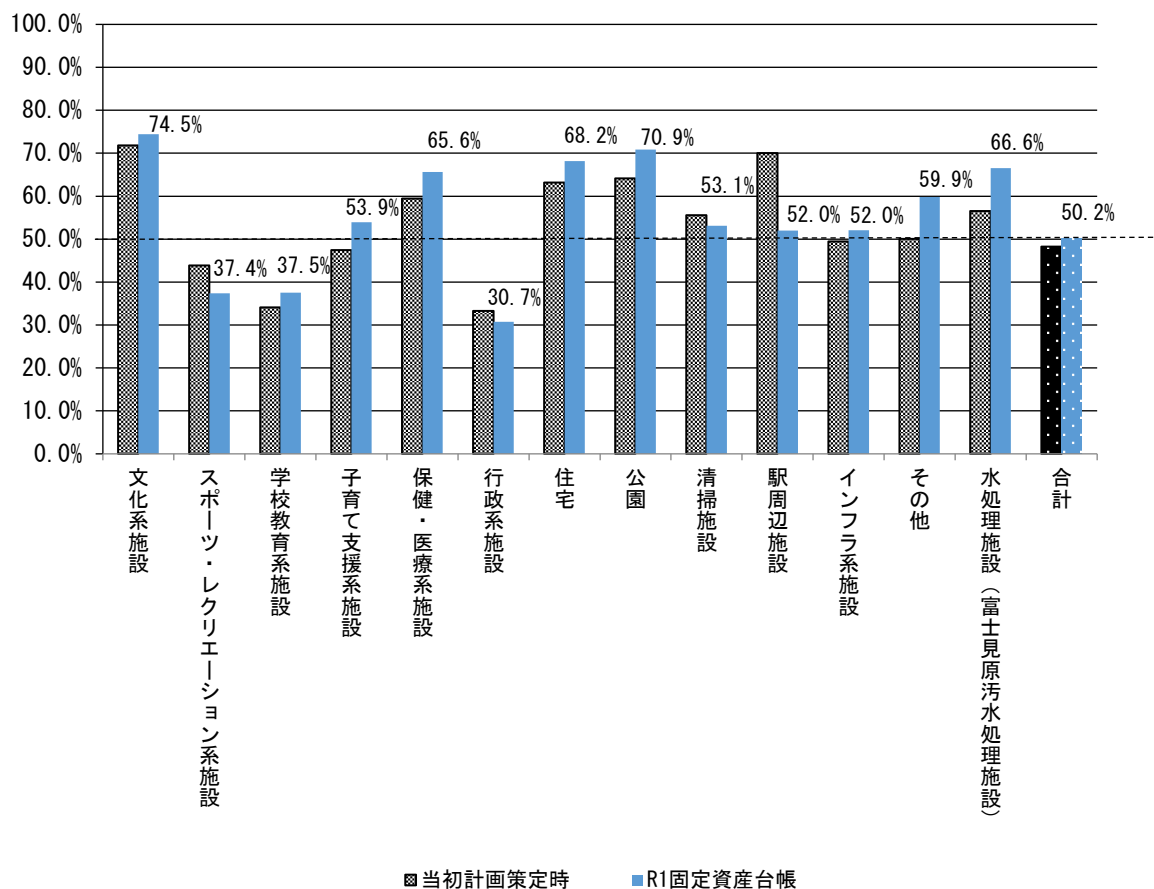
1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

公共施設等は時の経過とともに老朽化する。その老朽化の程度を比率で示したのが資産老朽化比率であり、「減価償却累計額／取得価額」で計算される。減価償却累計額は減価償却の累計額であるため、公共施設等のうち“既に価値を消費してしまった分”として考えることができる。

令和2年4月1日現在の老朽化の状況は図表3のとおりである。全体では50.2%であるが、既に50.0%を上回っている施設も少なくない。特に文化系施設と公園は70.0%を超えている。同様の施設を維持するかどうかも含め、更新に向けた取り組みが早急に必要となる。

なお、水道事業及び下水道事業に係る公共施設等は、平成28年1月26日付け総財公第10号・総財営第2号・総財準第4号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知に基づき「経営戦略」にて別途推計されるため対象外としている（減価償却累計額の内訳、更新額のシミュレーションも同様）。

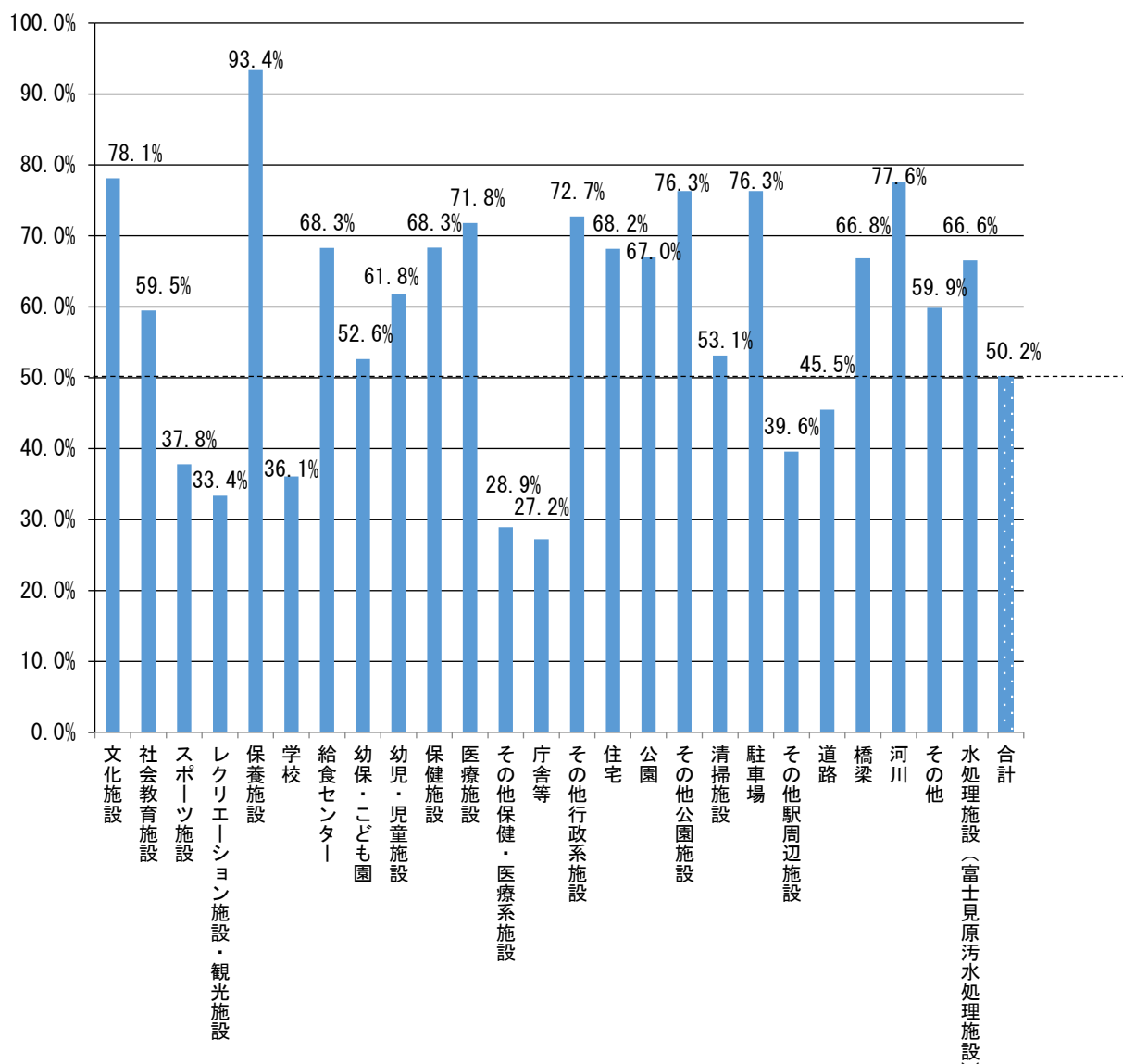
図表3. 資産老朽化比率（大分類）



出所：令和元年度固定資産台帳（令和2年4月1日現在）

さらに老朽化比率を中分類でみると、50.0%を超えている施設が半数を超えている。特に文化施設、保養施設、医療施設、その他行政系施設、その他公園施設、駐車場、河川は70.0%を超えている。これらの施設は同様の施設を維持するかどうかも含め、更新に向けた取り組みが早急に必要となる。

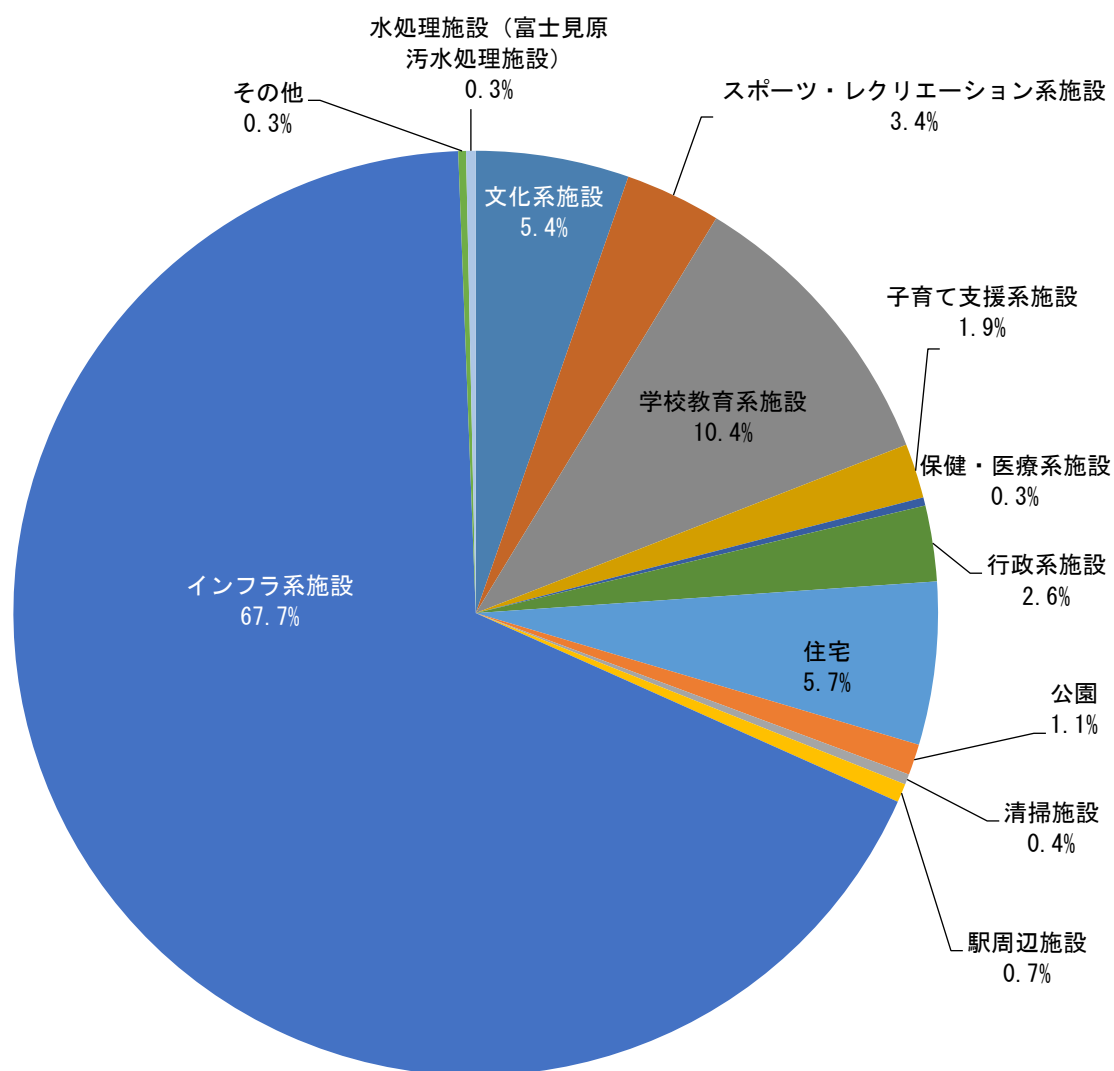
図表 4. 資産老朽化比率（中分類）



出所：令和元年度固定資産台帳（令和2年4月1日現在）

減価償却累計額の内訳をみると、約 70%がインフラ系施設となっている。インフラ系施設の老朽化比率は約 50%であるが、その更新の負担は非常に大きいと言える。インフラ系施設については特に計画的に更新に取り組む必要がある。

図表 5. 減価償却累計額の内訳（大分類）



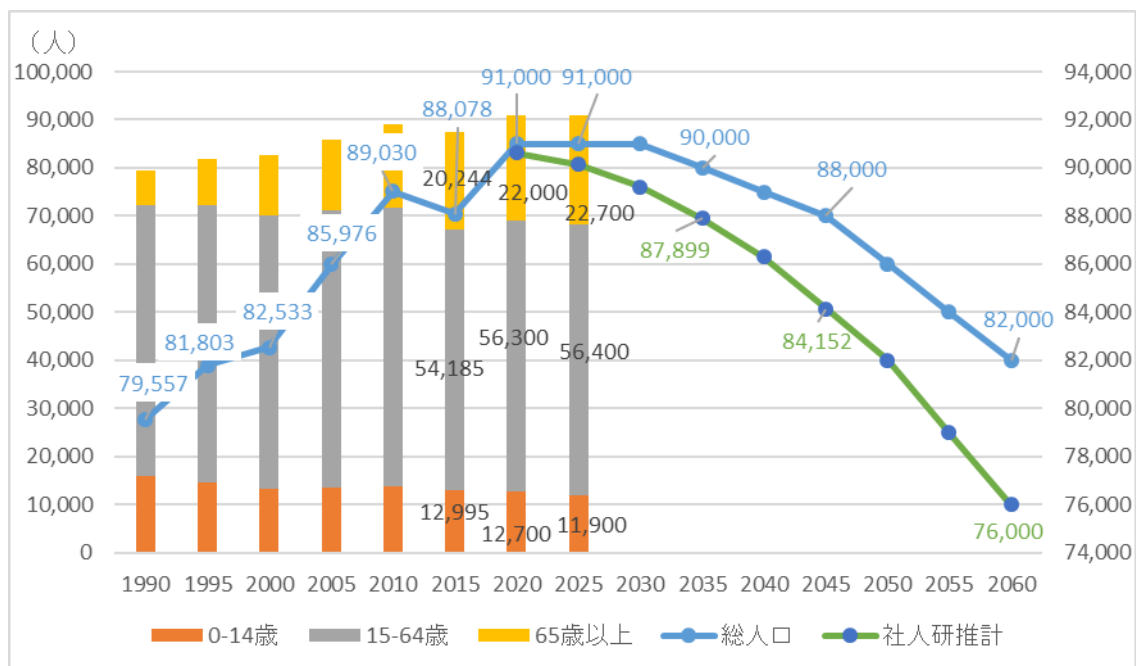
出所：令和元年度固定資産台帳（令和 2 年 4 月 1 日現在）

2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

我が国は人口減少時代に突入している。本市においても、現状のままでは2025年から人口減少となり、2010年に89,030人だった人口は、2045年には84,152人、2060年には76,000人まで減少する見込みとなっている。

本市は、平成27年度に「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、これに基づき、これまでの人口動向を踏まえ、転出の抑制と転入の増加、合計特殊出生率の改善によって人口減少を抑制していく。

図表 6. 目標人口と人口推計



出所：御殿場市「御殿場市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」（平成27年10月）

※平成27年までは国勢調査実績値

※総人口には年齢不詳人口を含む

3. 公共施設等の維持管理・修繕、改修及び更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み等

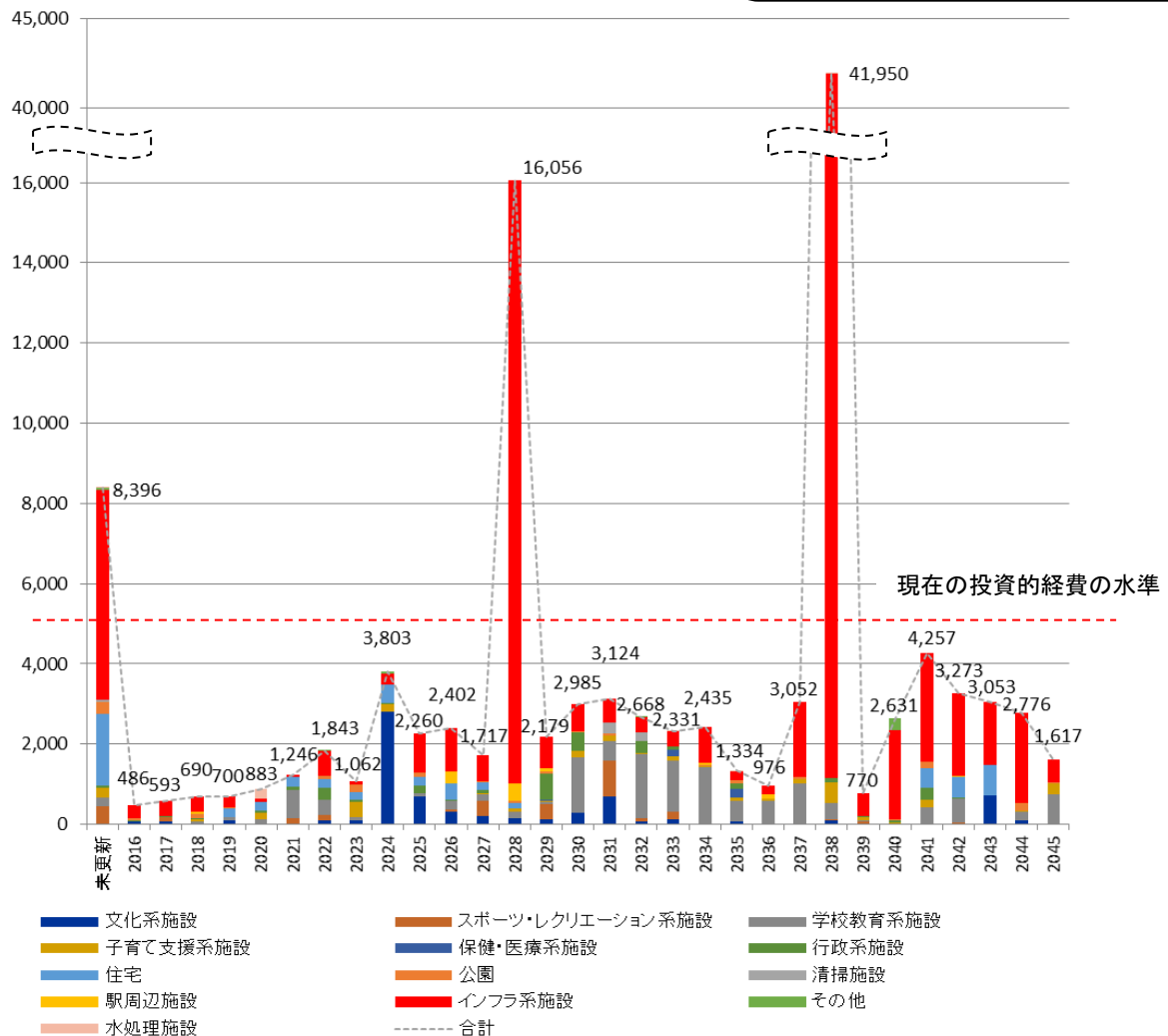
図表 7 は固定資産台帳に基づき、今後の公共施設等の更新額をシミュレーションした結果である。更新額のシミュレーションは、施設の減価償却が終了する年度に同額で同じ施設等を取得した場合に要する金額を示している。結果をみると、2024 年は文化系施設、2028 年、2038 年はインフラ系施設に大規模な更新が発生することが分かる。特に 2028 年、2038 年は現在の投資的経費である 50 億円程度と比較しても非常に大規模な更新額となる。また、2045 年までの更新額の合計は約 1,240 億円となり、平均すると約 42.7 億円/年となる。

このような大規模な更新に備え、計画的に更新に取り組む必要がある。具体的には長寿命化により財政負担を平準化するとともに、基金の積み立てなど資金計画も策定しておく必要がある。なお、インフラ施設は既に耐用年数が経過している“未更新”の公共施設等も少なくない。このような公共施設等については更新をするかどうかの意思決定を含め、早急に更新に取り組む必要がある。

※2028 年・2038 年の更新額について
1988 年以前に供用開始した道路・河川のうち取得年月日が不明なものについては、取得年月日を 1988 年に統一しているため、シミュレーションにおいては、耐用年数を迎える 2028 年及び 2038 年に大規模な更新が発生する結果となっている。

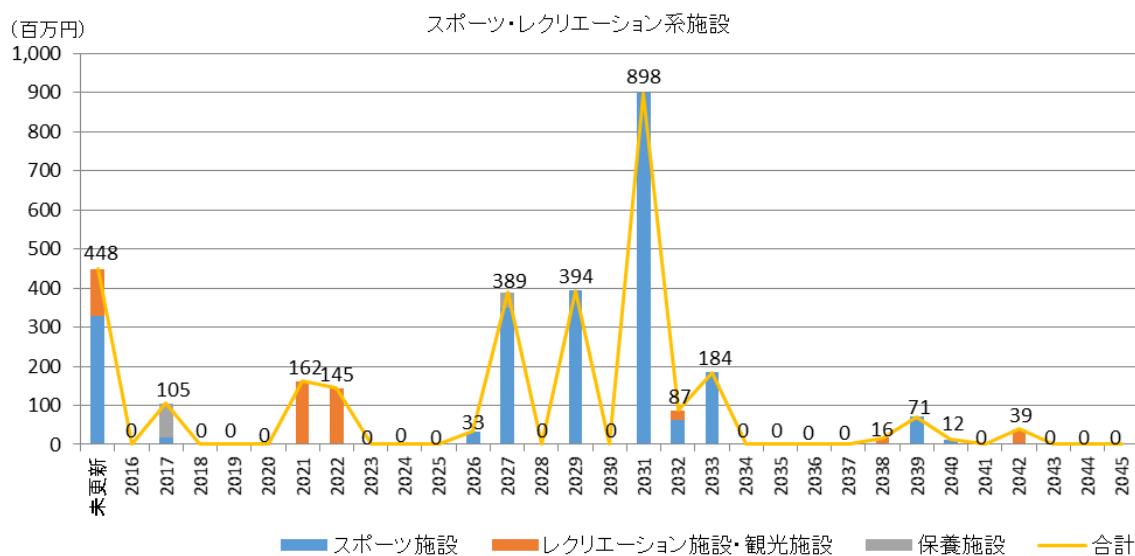
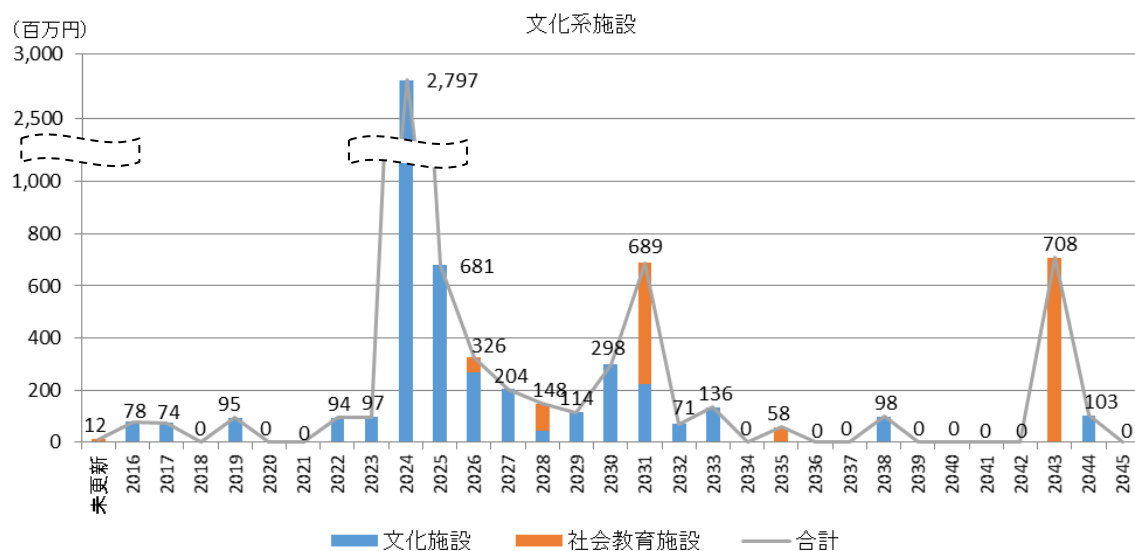
図表 7. 更新額のシミュレーション（大分類）

（百万円）

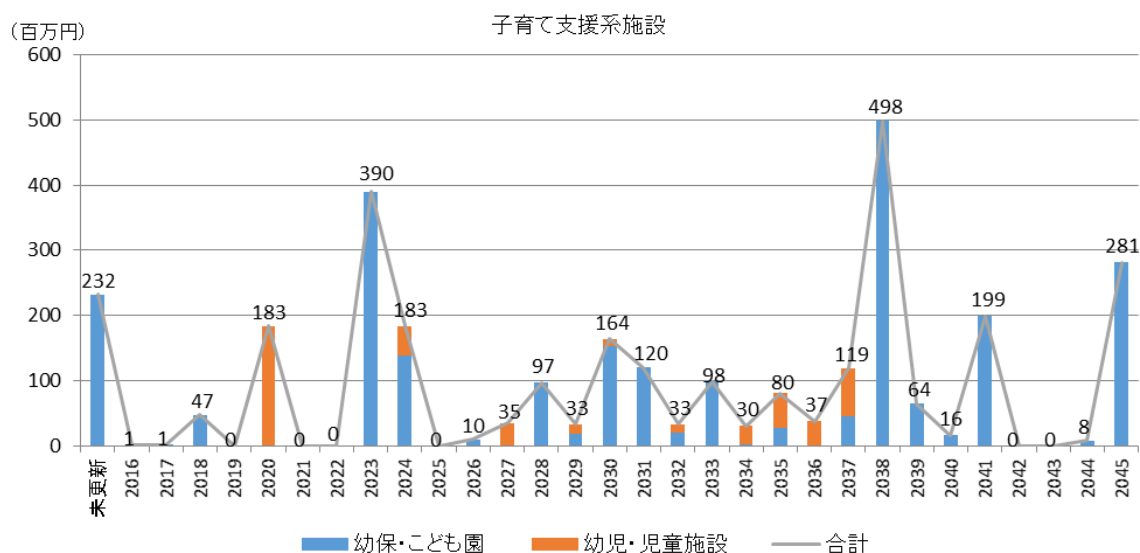
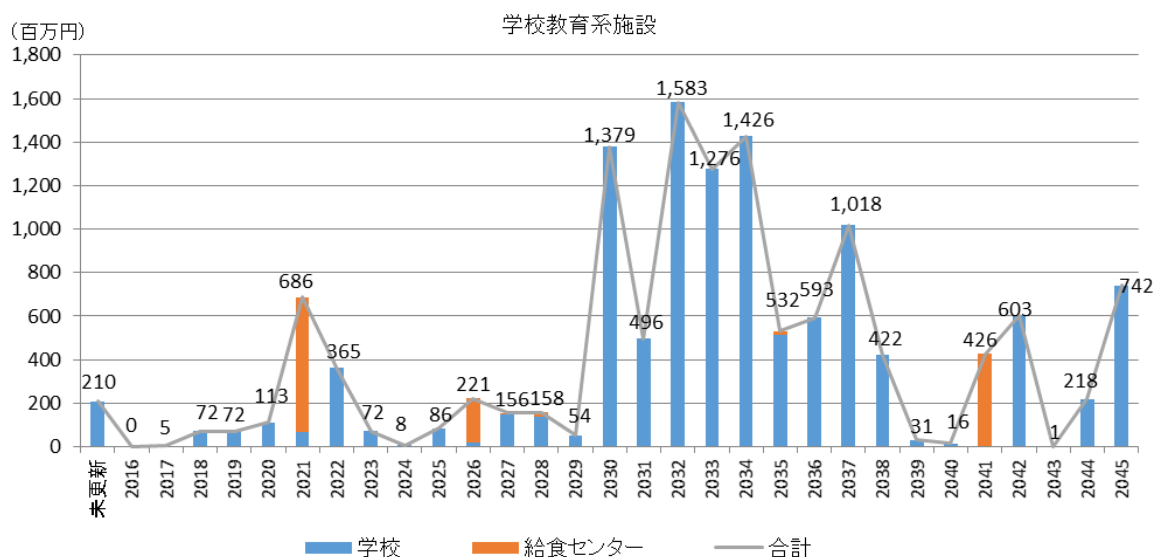


出所：令和元年度固定資産台帳（令和 2 年 4 月 1 日現在）

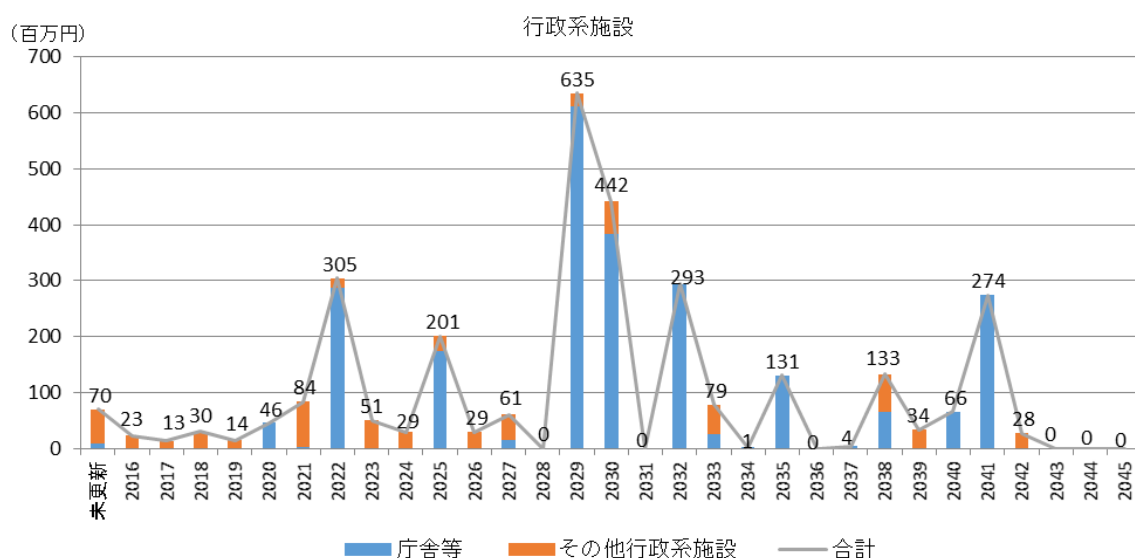
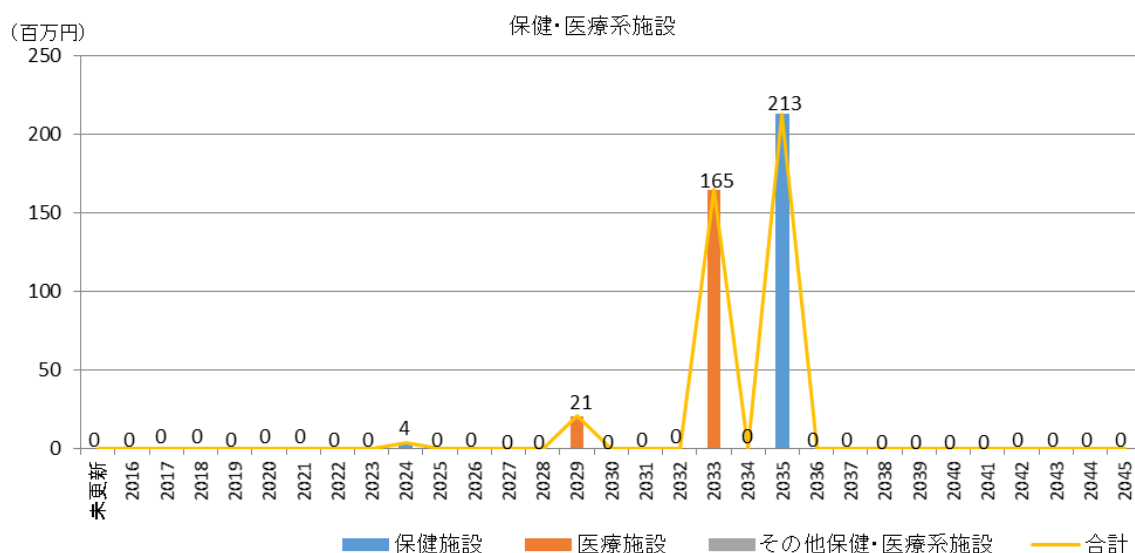
中分類ごとに見ると、文化系施設については2024年に文化施設の大規模な更新が予測される。また、スポーツ・レクリエーション系施設については2027年、2029年、2031年、2033年にスポーツ施設の大規模な更新がある。未更新のスポーツ施設も少なくないことが分かる。



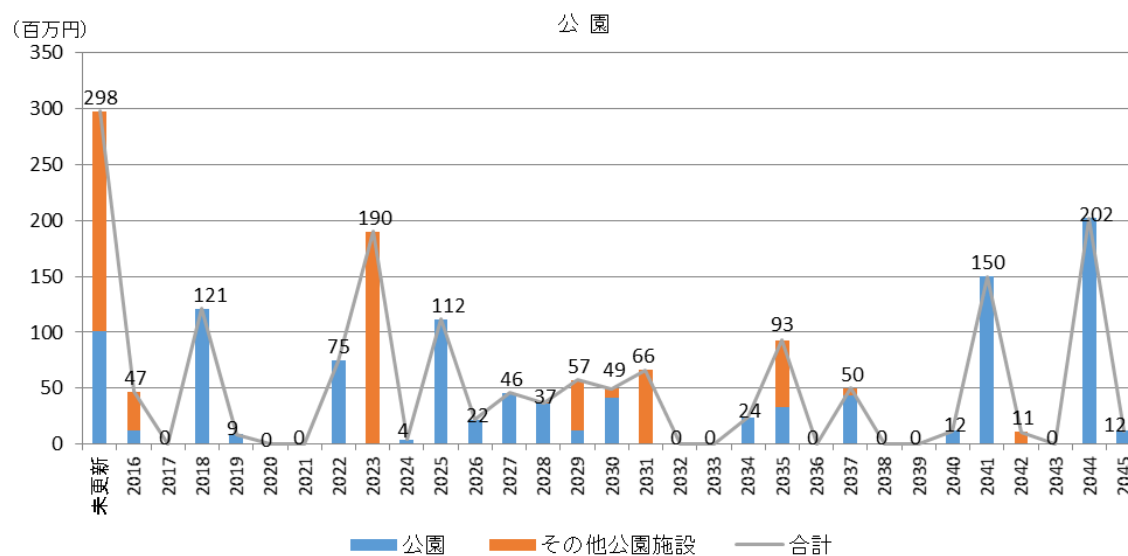
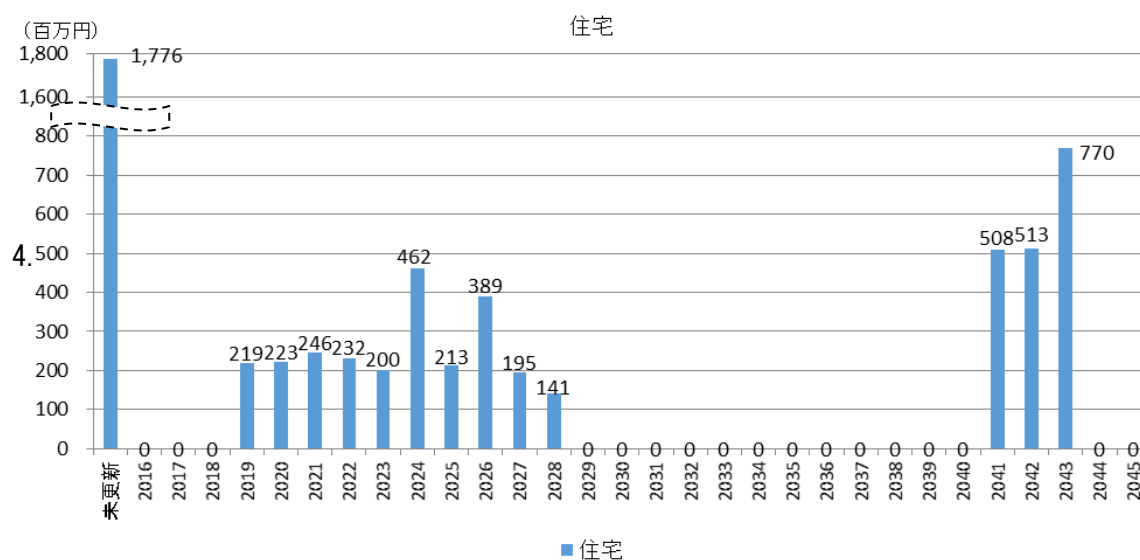
学校教育系施設については2021年に給食センター、2030年から2038年、2042年、2045年に学校の大規模な更新が予測される。また、子育て支援系施設については2023年、2038年に幼保・こども園の大規模な更新が予測される。未更新の幼保・こども園も多いことが分かる。なお、幼児・児童施設は2020年に大規模更新の時期を迎えている。



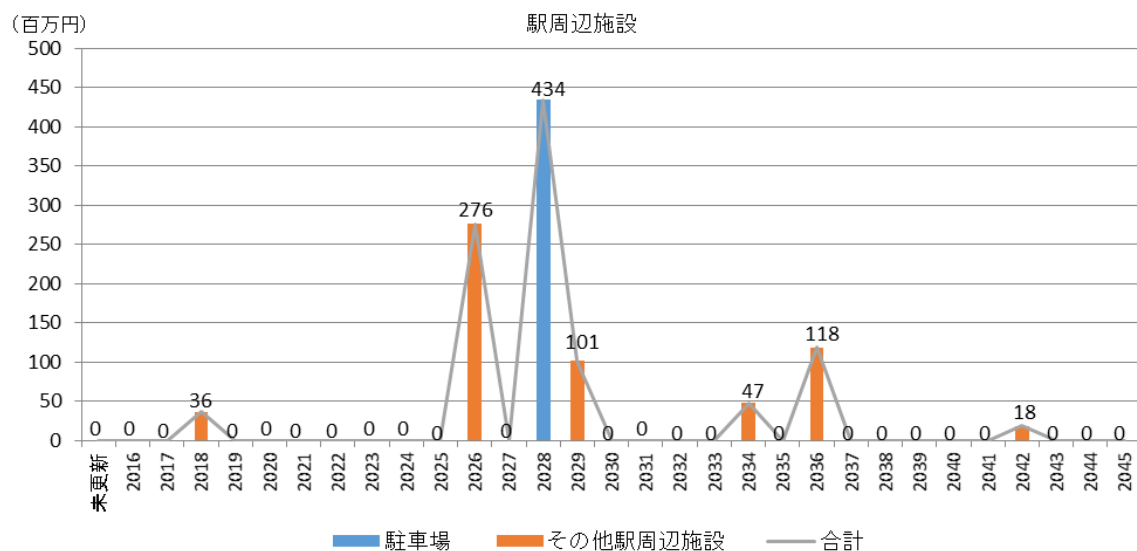
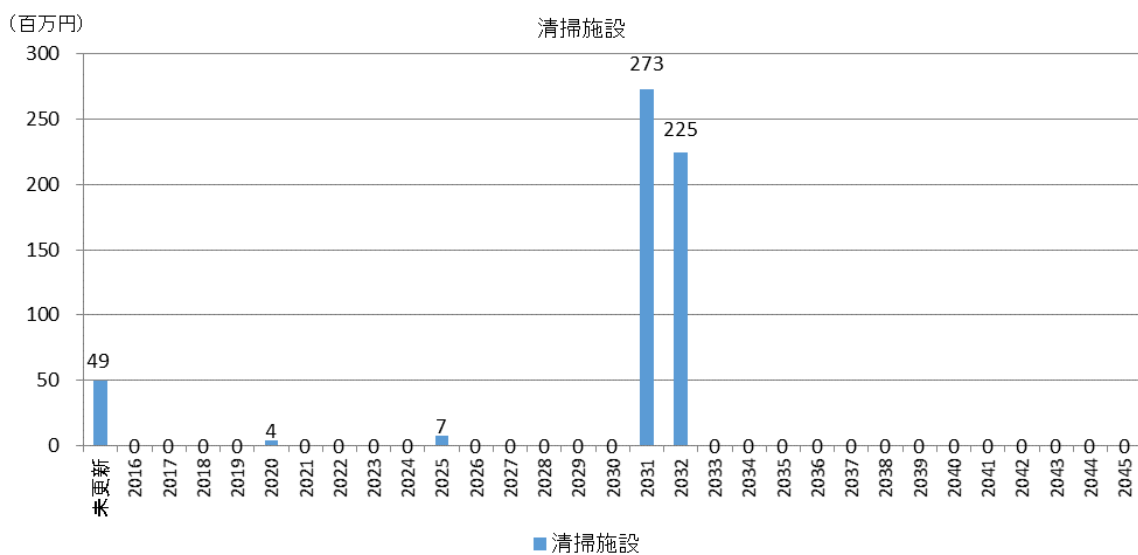
保健・医療系施設については2033年に医療施設、2035年に保健施設の大規模な更新が予測される。また、行政系施設については2022年、2029年、2030年、2032年、2041年に庁舎等の大規模な更新が予測される。未更新のその他行政系施設も少なくないことが分かる。



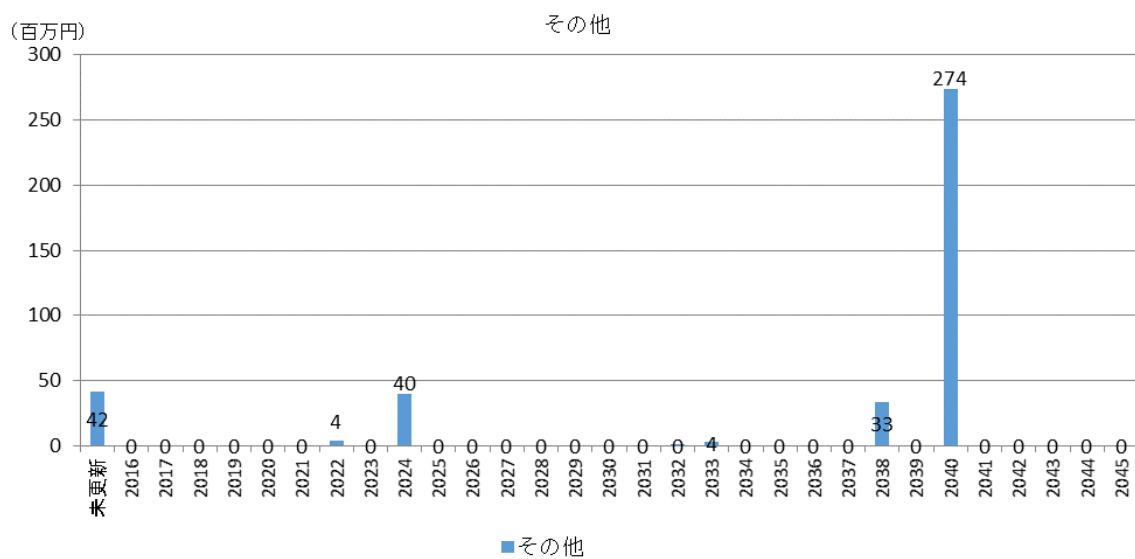
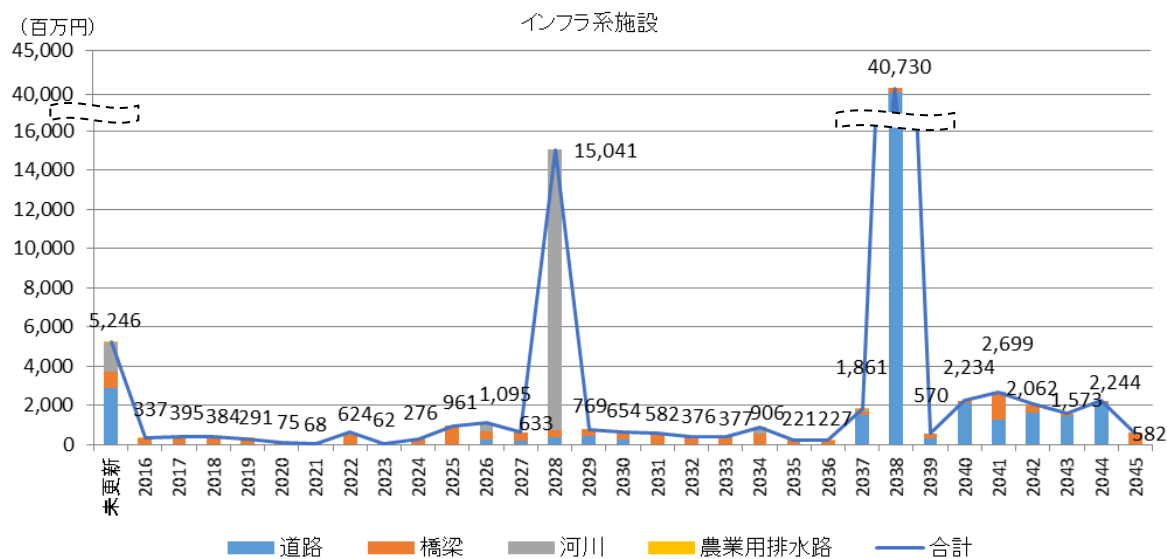
住宅については未更新の住宅が多いことが分かる。また、公園については2025年、2041年、2044年に公園の大規模な更新が予測される。また、その他公園施設は2023年に大規模な更新が予測される。未更新のその他公園施設も少なくないことが分かる。



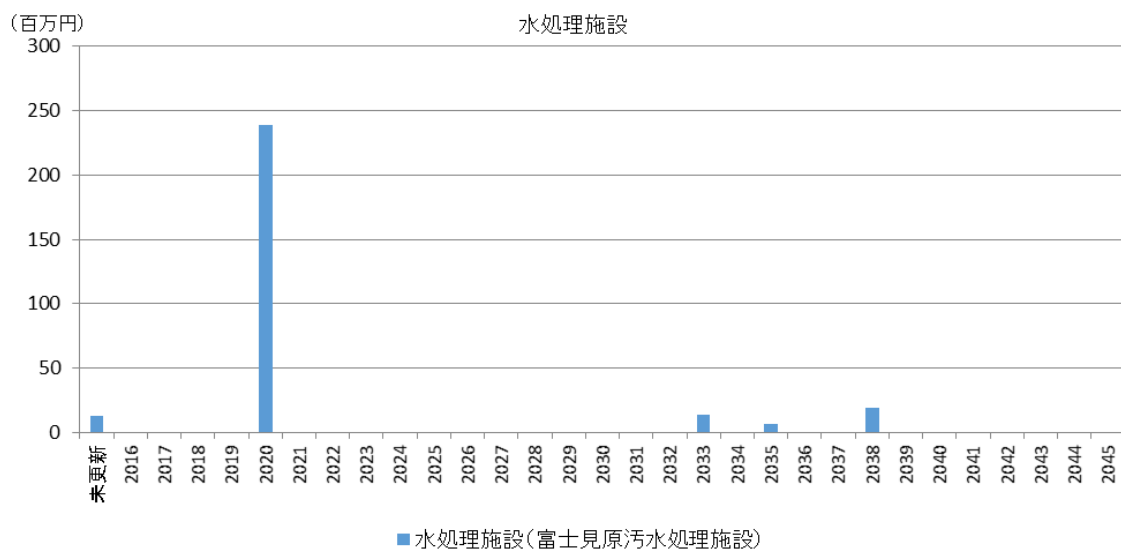
清掃施設については2031年、2032年に更新が予測される。また、駅周辺施設については2026年にその他駅周辺施設、2028年に駐車場の大規模な更新が予測される。



インフラ系施設については 2028 年に河川、2038 年に道路の大規模な更新が予測される。特に 2038 年の道路の更新は近年の投資的経費と比べても非常に大きな金額となっており、計画的に更新に備えることが不可欠と考えられる。また、その他については 2040 年に大規模な更新が予測される。



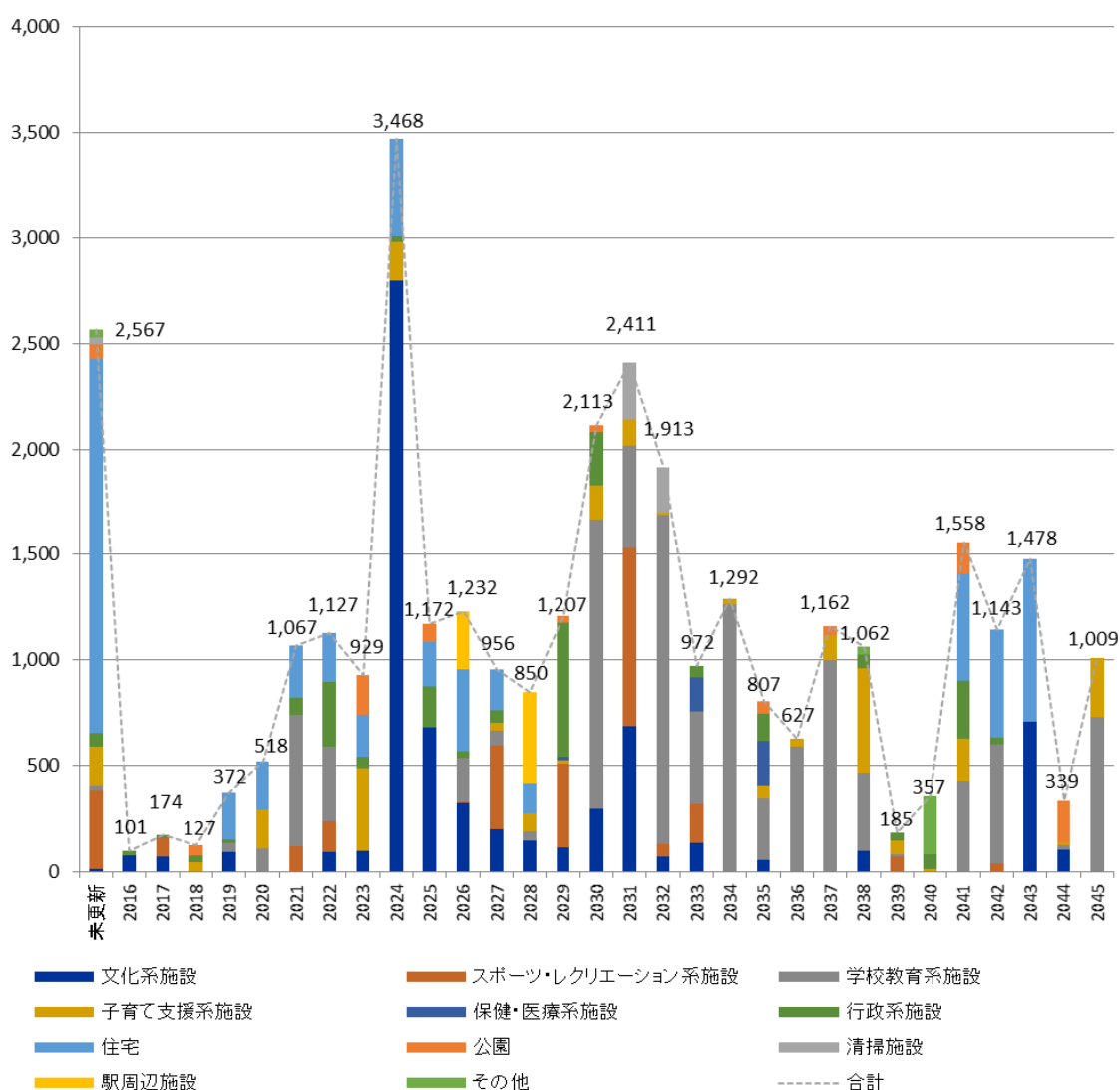
水処理施設は 2020 年に大規模更新の時期を迎えている。



図表 8 は固定資産台帳に基づき、令和元年度に策定した「御殿場市公共建築物個別計画（以下「個別計画」という。）」で対象としている公共建築物（計 274 棟）について、今後の更新額をシミュレーションした結果である（図表 7 から個別計画対象施設のみ抽出）。更新額のシミュレーションは、施設の減価償却が終了する年度に、取得時と同額で同じ施設を取得した場合に要する金額を示しており、その間の修繕料等は含んでいない。2045 年までの更新額の合計は約 343 億円となり、平均すると約 11.8 億円/年となる。

図表 8. 更新額のシミュレーション（大分類）※個別計画対象施設のみ（計 274 棟）

（百万円）



【個別計画の対象建築物】固定資産台帳に登録されている建築物を対象とするが、次のいずれかに該当するものは対象外とする。

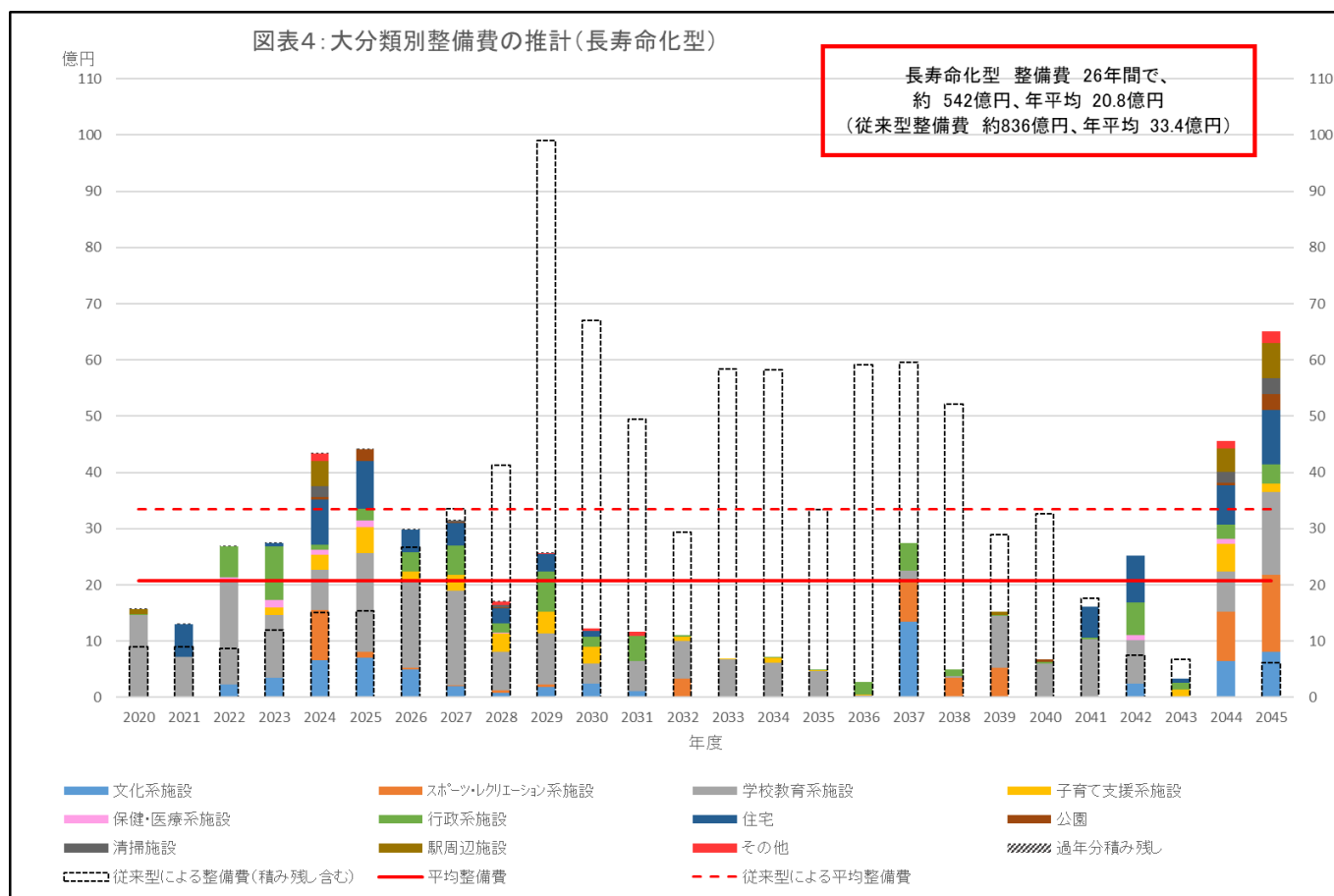
- ①主たる用途の建築物に付属する別棟の建築物で、その用途が、倉庫、便所、自転車置場、開放性のある渡り廊下、機械室等であるもの
- ②主たる用途の建築物に付属する別棟の建築物で、その階数・規模が、平屋建てかつ延床面積 200 m²未満のもの
- ③リース等の建築物
- ④文化財等に指定されている建築物

図表 9 は個別計画において、整備時期及び整備費の試算条件等により試算した今後の整備費の推計である。図表 8 は、施設の減価償却が終了する年度に、取得時と同額で同じ施設を取得した場合に要する金額のみを示しているが、図表 9 では、改築までの間に行われる修繕料等も整備費に含めている。また、改築及び改修費用の単価を総務省が示す現在の試算基準（地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書（一般財団法人 自治総合センター））から採用しているため、物価の動向を反映した整備費となっている。

これをみると、長寿命化型整備¹⁾では計画期間合計で約 542 億円、平均 20.8 億円/年の整備費となるが、従来型整備²⁾では約 836 億円、平均 33.4 億円/年となる。

長寿命化型整備により、財政の平準化・縮減を図ることが可能となることが分かる。

図表 9. 大分類別整備費の推計（長寿命化型）※個別計画 P. 23 より引用



【用語の定義】

- 1) 長寿命化型整備：建築物の耐用年数を超えて使用していくことを前提として、目標耐用年数の 1/2 を経過した際に長寿命化改修を、1/4 及び 3/4 を経過した際に予防保全を主体とした中規模改修を行っていくもの
- 2) 従来型整備：一般的に、建築物の耐用年数を目途に建て替え、改築を行い、耐用年数の概ね 1/2 を経過した際に、機能回復のための大規模改修を行っていくもの

整備手法	中規模改修	大規模改修	長寿命化改修	中規模改修	改築
長寿命化型	建築後20年	—	建築後40年	建築後60年	建築後80年
従来型	—	建築後25年	—	—	建築後50年

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

『計画期間：平成29年度（2017）～令和27年度（2045）【29年間】』

本計画は、長期的な視点を持って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設等の最適な配置を実現するものである。そのため、計画期間は公共施設等の耐用年数を考慮した期間とする必要がある。この点、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）によれば、建物（鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリートのもの）の耐用年数は30年から50年程度である。

一方、本市では「第四次御殿場市総合計画」を策定し、第四次御殿場市総合計画がまちづくりの基本的な指針として位置づけられている。そのため、本計画の計画期間は可能な限り第四次御殿場市総合計画と整合させる必要がある。ここで、第四次御殿場市総合計画の計画期間は、基本構想が2016年度から2025年度までの10年間、前期基本計画が2016年度から2020年度の5年間、後期基本計画が2021年度から2025年度の5年間となっている。

以上を踏まえ、本計画の計画期間は、御殿場市総合計画・基本計画の改定に合わせ、2017年度から2045年度までの29年間とする。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

管財課が主管課となり、次のとおり取り組むこととする。

■取組体制①：『全庁的な取組体制の強化』

本計画に掲げる取組を全庁的な取組とするため、管財課が主管課となり、公共施設等を管理する体制を強化する。特に、部門横断的に調整が必要な事項が発生した場合には、必要に応じてワーキング・グループ等を組織する。

■取組体制②：『個別施設計画の推進』

公共建築物個別計画及び各部署で策定済みの個別施設計画（長寿命化計画等）の計画を推進することで財政負担の平準化及び公共施設等の安全性の確保を図る。

■取組体制③：『固定資産台帳の共有』

平成28年度から整備している固定資産台帳に基づき公共施設等に関する情報を管理し共有する。固定資産台帳には本市の全ての公共施設等の情報が集約されており、毎年度、適切に更新し、全庁的に共有する。

3. 現状や課題に関する基本認識

本市では、高度経済成長等の社会的経済的状況に対応するために建設してきた膨大な公共施設等が、今後、老朽化の度合いを深めていくことに伴い、安全性の問題、機能劣化の問題等も深刻化せざるを得ない。今後も、行政サービスを適正なレベルで提供し続けていくためには、これら施設の維持管理・更新需要も増加していくことが予測され、計画的に対処していくことが必要である。

また、将来的な人口減少に対応した公共施設等の適正規模を検討する必要がある。前述のとおり、施策効果を加味しても人口は2030年以降減少し、2045年には88,000人まで減少する。これまで人口が増加する傾向が続いてきたが、減少する傾向は経験がない状況である。

さらに、ニーズの変化に対応した公共施設等の役割についても検討する必要がある。施策効果を加味して人口を増加させても、その内訳は65歳以上の高齢者人口の増加である。0-14歳の年少人口と15-64歳の生産年齢人口は施策効果を加味しても減少傾向となる。このように本市の人口構成は変化し、それに伴い公共施設等に対するニーズも変化することが予想される。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

■大原則：『公共施設等の数・規模：現有施設以下』

第2章の各種シミュレーションにより、公共施設等の更新には莫大な費用がかかることは明白である。よって、原則として現有施設以上の新規の取得は最小限に留め、更新に際しては、その必要性や役割を再検討する。

また、上記大原則を踏まえ、以下の2つを基本方針とし本計画の推進を図る。

■基本方針①：『財政負担の縮減・平準化』

今後想定される公共施設等の大量更新に備え、長寿命化等により財政負担を縮減・平準化する。なお、縮減・平準化の検討の際には、企画部門・財政部門・その他関係部署の連携のもと「維持管理・更新」と「新規事業」とのバランス及び重要度・緊急度等を考慮しながら決定することとする。

■基本方針②：『民間活力の活用』

本計画及び固定資産台帳を公表し、市民や民間企業と公共施設等の状況を共有する。個別施設の老朽化の程度を明らかにすることにより、PFI等の提案を促進し、より効率的な施設管理に繋げる。

具体的な実施方針については以下のとおりであり、詳細については個別施設で計画を策定することとする。なお、第2章の各種シミュレーションに留意することとする。

また、過去に行った対策の実績については、個別施設の計画に集積・蓄積し、本計画の見直しにより充実を図る。

4-1. 点検・診断等の実施方針

点検・診断等については、まず利用や事故等に伴う破損等の状況把握のほか、経年劣化・損傷を把握するための日常的な巡視・パトロールを実施する。そして、さらに専門の見地からの状況把握を行うために定期的な点検・診断を実施する。また、点検・診断等によらず同様の構造・工法等による危険性が指摘され、利用者の安全確保に重大な懸念が生じる場合は、当該公共施設等に限らず、同様の危険性が推測される類似の施設全体において、点検・診断等を実施し、安全確保に努めるものとする。なお、点検・診断等の履歴は個別施設の計画に集積・蓄積し、本計画の見直しにより充実を図り、老朽化対策に活用する。

4-2. 維持管理・修繕、改修及び更新等の実施方針

維持管理・修繕、改修及び更新等（以下「維持管理・更新等」という。）の実施方針については、予防保全型維持管理の考え方を取り入れると共に、公共施設等のライフサイクルコストの縮減・平準化を目指す。具体的には個別施設で計画を策定し、計画的に維持管理・更新等を推進する。また、本市は将来的な人口減少やニーズの変化に対応する必要がある。そのため、更新に当たっては、当該施設の必要性や役割を再検討する。なお、維持管理・更新等の履歴は個別施設の計画に集積・蓄積し、本計画の見直しにより充実を図り、老朽化対策に活用する。

4-3. 安全確保の実施方針

安全確保の実施方針については、劣化が著しく安全を確保できない公共施設等については、速やかに使用を中止し、安全対策等の措置を講ずるものとする。ただし、老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等については、立入禁止措置を実施し、必要に応じて施設の除却等を行うなど、安全確保対策を実施するものとする。

4-4. 耐震化の実施方針

「御殿場市有公共建築物耐震化実施計画表」（平成20年度）に基づき、公共施設等の耐震化は概ね完了しているが、今後も引き続き耐震化を進めていく。

4-5. 長寿命化の実施方針

本市においても公共施設等の大量更新が想定されている。大量更新では短期間に大きな財政負担が発生し、予定通り公共施設等が更新できない恐れもある。そこで、公共施設等の長寿命化を進め、財政負担を平準化する。具体的には個別施設で計画を策定し、各計画で長寿命化の方針を定める。ただし、公共施設等の更新時期が重なり、過度な財政負担となる場

合には、停止・廃止できないものなど市民生活に直結する施設を優先して更新時期を調整する。

4-6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが利用しやすく暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等の改修、更新等に当たっては、ユニバーサルデザインに対応した施設整備に取り組み、バリアフリー化を推進する。

4-7. 環境に配慮した施設整備の推進方針

SDGs³⁾に取り組む都市として、持続可能な社会の一環である脱炭素社会の実現に貢献するため、2050年までに市内のCO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて取り組む。

具体的には、太陽光発電や太陽熱利用などの再生可能エネルギー、蓄電池システムを活用した設備の公共施設への導入、既存設備の省エネルギー型や温室効果ガス排出量の少ない機器への転換等について、経済性や施設特性も考慮しながら推進する。

4-8. 統合や廃止の推進方針

前述のとおり、将来的な人口減少に対応した公共施設等の適正規模を検討する必要がある。また、ニーズの変化に対応した公共施設等の役割についても検討する必要がある。そこで、原則として公共施設等の更新に当たっては、当該施設の必要性や役割を再検討し、必要であれば施設の統合や廃止、他目的への転換や複合施設化も検討する。また、その際には「統一的な基準」に基づく財務書類⁴⁾に基づき、公共施設等の正確なコスト（フルコスト）を算出し、当該施設の適切な評価を根拠とする。

4-9. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

今後は、公共施設等の管理にもマネジメントの視点が不可欠となる。そのため、全職員がマネジメントの意識を持てるような研修を実施する。また、各施設を管理する職員については、技術的な研修等を実施し、スキルを向上させる。さらに、点検や診断など、公共施設等の管理には市だけでは難しく、高度なノウハウを持った民間事業者の協力が不可欠であるため、民間活力の活用を図ることとする。

3) Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された2030年を年限とした国際目標。

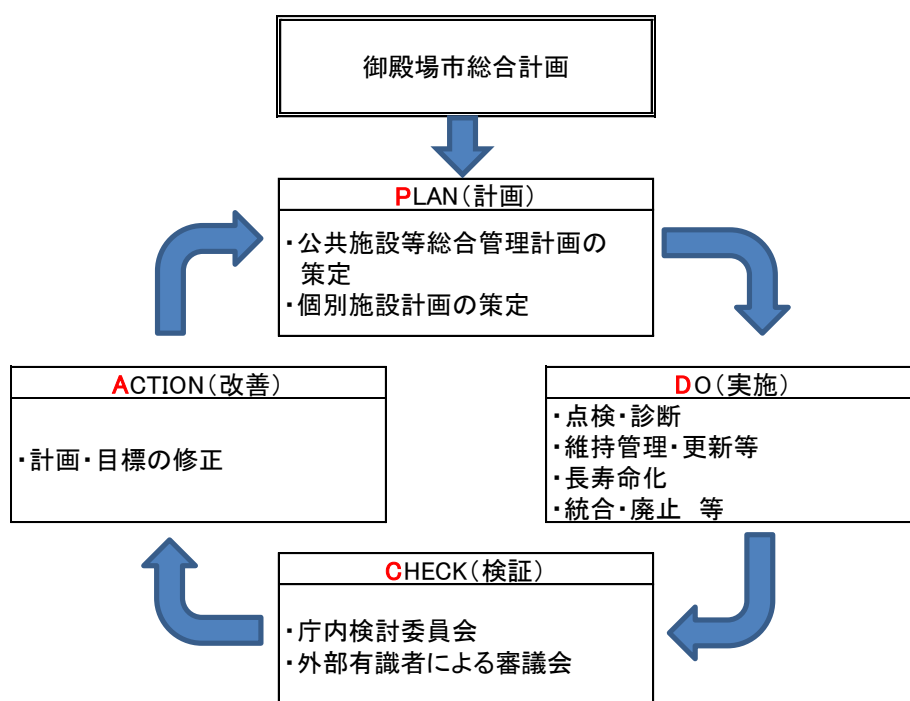
4) 現在の現金主義会計（単式簿記）ではなく、発生主義会計（複式簿記）により作成した財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）のこと。

資産形成に関する情報（資産・負債のストック情報）の明示、見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金等）の明示、固定資産台帳の整備により公共施設マネジメント等への活用が可能となる。

5. PDCAサイクルの推進方針

本計画は御殿場市総合計画・基本計画の改定に合わせ、おおむね5年ごとに見直しを行う。見直しに当たっては、「御殿場市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会」で検討後、必要に応じて外部有識者による審議会が評価したのち、議会に報告し公表する。また、公共施設等を取り巻く状況が大きく変化した場合には、計画期間中であっても必要に応じて改定する。

図表 10. PDCA サイクルイメージ



○御殿場市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会設置規程

令和3年5月17日

訓令甲第8号

(設置)

第1条 御殿場市が所有する公共施設等（公共施設、公用施設その他の市が所有する建築物その他の工作物をいう。）の総合的かつ計画的な管理のための御殿場市公共施設等総合管理計画（以下「計画」という。）の策定又は見直しに関し、調査し、及び検討するため、御殿場市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定又は見直しに関する事項について、調査し、及び検討する。

(組織)

第3条 委員会は、管財課長及び別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、管財課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員が事故その他やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

企画課長	財政課長	市民協働課長	保育幼稚園課長	上水道課長	下水道課長	農林整備課長
観光交流課長	市民スポーツ課長	公園緑地課長	建築住宅課長	管理維持課長	教育総務課長	
社会教育課長						



御殿場市公共施設等総合管理計画

御殿場市 総務部 管財課 管財契約スタッフ

〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483

TEL:0550-82-4322 FAX:0550-84-3420

Email:kanzai@city.gotemba.lg.jp